

日本原燃株式会社 再処理事業所の
再処理事業変更許可申請及び
廃棄物管理事業変更許可申請に係る
対応状況について

令和3年6月28日

1. 有毒ガス防護に係る対応状況について

- 4月28日の再処理事業変更許可申請では、影響評価ガイド*¹に沿ってまとめた変更許可申請書及び整理資料を提出。
- 有毒ガス防護については、既許可*²において条文ごとに再処理施設の特徴を踏まえた整理・確認をすでに行っていることから、5月17日の審査会合で既許可との関係整理が不十分であるとの指摘を受けた。
- これを受けて、有毒ガスに関する既許可の関係整理を実施。具体的には、既許可の申請書及び整理資料に対して有毒ガスに関係する部分を抽出し、影響評価ガイドの考え方に沿って有毒ガスの発生源、防護対象者、検知手段及び防護措置の観点から整理している。
- 整理した結果を踏まえ、既許可の申請書及び整理資料に対して、変更が必要、又は必要ない箇所を、その理由とともに明確にすることになっている。
- 現在、上記整理をひととおり終え、その内容の妥当性の確認及び既許可の整理資料への反映作業を行っているところ。
- 当該確認及び整理資料への反映が済み次第、内容について審査頂きたいと考えている。

*1：「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」

*2：令和2年7月に許可された新規制基準適合性に係る再処理事業変更許可申請

2. 第2低レベル廃棄物貯蔵系の一部共用に関する対応状況について

■5月17日の審査会合での指摘を踏まえ、共用すべき設備等を再検討し整理資料に反映

- 廃棄物管理施設の要求事項に照らして必要な設備や運用は何かを明確にし、廃棄物管理施設の事業許可基準規則への適合を確認すべきとの指摘に対し、第1貯蔵系を共用する上で、当該要求事項に照らし、共用すべき設備又は運用を明確にして事業許可基準規則に適合することを確認した（下表参照）。
- 固体廃棄物の保管廃棄施設の中で、第1貯蔵系を共用する理由を明確にするようにとの指摘に対し、再処理施設にて低レベル固体廃棄物を貯蔵することができる設備を示した上で、理由を明確化した。
- 第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力到達期間の評価において、評価条件である再処理量は、既許可の再処理量を設定すべきとの指摘を踏まえ、既許可と同じ再処理量（800 t・U_{pr}/年）に見直した。

表 今回の変更に関して再処理施設と廃棄物管理施設で共用する設備

条文	既許可で共用済みの設備 (再処理事業変更許可申請書本文記載の設備)	新たに共用する設備	条文	既許可で共用済みの設備 (再処理事業変更許可申請書本文記載の設備)	新たに共用する設備
第四条（火災等損傷防止）	—	火災感知設備の一部 消火設備の一部	第十六条（放射線管理施設）	—	放射線サーベイ機器の一部
第九条（人の不法な侵入等の防止）	人の容易な侵入を防止できる柵等	—		個人線量計	—
				ホールボディカウンタ 積算線量計	—
第十一条（安全機能を有する施設）	—	第1貯蔵系	第十七条（廃棄施設）	—	第1貯蔵系
	—	火災感知設備の一部	第十九条（通信連絡設備）	ページング装置	—
	—	消火設備の一部			
	—	放射線サーベイ機器の一部			